

「認知症予防を看護師の手で」



日本認知症予防学会 理事
安部第一医院院長 安部明夫

はたして、医師がある特効薬を処方するだけで、認知症の様々な問題が速やかに解決してゆくという状況が、近い将来に訪れるだろうか？

エビデンスはないが、私は否定的に感じている。

それでは認知症診療に未来はないのかというと、そんなことはない。認知症の疾患特性があるからこそ、われわれ医療人のはたすべき役割は無限にあるといえる。

一般に症状とは本来、受動的なものである。そして患者は症状を客観する。しかし認知症の BPSD は、患者の心の中の迷いであり、能動的で患者の主観のうちにある。それには患者の生活歴・信念・職歴・**personality**・大切にしているもの、など、一言でいうと「患者の人生」を反映する。

つまり認知症は多因子が複雑に相関し、多様な症状を呈している疾患である。

その意味では認知症は、パーキンソン病の様なひとつの局在された責任病巣から、限定された症状を呈する純粋な神経変性疾患とは、同様のアプローチでは対応できない。

認知症においては、医療人は多職種で「患者の人生」を見渡せる視野の広さが求められる。これは認知症の3次予防につながる。

これまで本学会は、認知症予防専門医・認知症予防専門士など様々な職種を学会として認定してきた。今年度より認知症予防専門看護師制度を立ち上げ、その技量をもつ看護師を広く認定する。

「看護」とは、疾患特性に基づき、非薬物的に患者の QOL を高めるという営みであり、これを考えると看護師は認知症診療と認知症予防において、医療と介護の領域への視野が広がる極めて重要な役割を持つ。この能力を標準化し、その技量を心に刻みつつ日々患者と対峙すれば、日本の認知症診療・予防は革命的に進化する。また患者とご家族に福音となる。

スローガンは「疾患中心でなく、日常生活目線の看護を」である。

巻頭言

ぜひ会員の看護師の方々には同講座を受講され認定看護師の資格を取得されてください。

また将来学会として歯科医・歯科衛生士も認知症予防に対する技能を認定してゆきたい。
歯科の治療ユニットに臥床する患者のかなりの方が認知症に苦しんでおられるのである。